

君はこの^まち^ち場所で何がしたい？

岐阜県の山の中、白川町。自然豊かで人情溢れるこのまちで、
自分の生き方を探し、自分の力を試したい、発揮したい、そんな方を募集します。

岐阜県 白川町 企画課

1. 募集する仕事概要・募集人員

赴任先	仕事の内容	概要	募集人員
<p>白川町役場</p>  	<p>《ミッション型》</p> <p>林業・木材産業 ブランド化プロジェクト の推進</p>	<p>白川町は9割が森林であり、東濃ひのきの産地として知られ、林業、木材市場、建築業、さらに森林バイオマス発電の仕組みを有する先進的な木材産業地域です。</p> <p>新年度から、特産である東濃ひのきを活用したブランド化プロジェクトを立ち上げたいと考えています。プロジェクトでは建具、家具等の住宅商品の開発、製造販売及び木材、木工品を活用した体験セミナー等のイベント立案など、プロジェクト推進チームを立ち上げて取り組みます。</p> <p>協力隊には、町内調査を経て、このプロジェクトリーダーとして推進チームの立ち上げから企画運営を担い、東濃ひのきを核にした産業振興、まちづくり活動を行っていただきます。</p> <p>◆プロジェクトの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プロジェクトチーム運営 ○商品開発 <ul style="list-style-type: none"> アイデア出し、選定等によるブランド化 ○イベント企画 <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、体験メニュー等の企画運営 ○各種情報発信 	<p>1名</p>
<p>白川町移住・交流 サポートセンター</p>  	<p>《セルフミッション型》</p> <p>移住推進 + α</p>	<p>本町でも人口減少が急速に進んでおり、移住推進施策として「移住交流サポートセンター」を設置しています。移住希望者と地域を繋ぐ活動を進めており、協力隊の受け皿ともなっています。</p> <p>協力隊こそ移住者です。自分は何者で、何がしたいのか。その「何か」をこの白川町で見つけてほしいと考え、まずはセンターに所属しながら、地域ニーズの掘り起こしや新たな産業の創造など、定着に向けた取り組みを行っています。</p> <p>新年度には、古民家を活用した交流拠点施設としてセンター新事務所計画もあり、町内外の交流が更に加速する環境ができます。協力隊として、悩みながらも楽しく活動してほしいと考えています。</p> <p>◆サポートセンタースタッフの業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移住相談、空き家相談、体験住宅の管理 ○交流イベントの企画、情報発信 <p>◆定住に向けた+α活動「何か」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分のスキルを活かし、起業、就業、継業にトライ 	<p>1名</p>

2. 募集条件

①年齢は20歳以上、40歳未満。性別は問いません。

②住所の要件

3大都市圏内の都市地域(注1)又は、地方都市にお住まいの方で、そのうち条件不利地域(注2)以外にお住まいの方が対象となり、且つ白川町に住民票を異動することができる方。

注1 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

注2 過疎地域自立促進特措法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、沖縄振興特措法のいずれかの対象となる地域、指定を受けた地域を有する市町村

③普通自動車運転免許のある方

④白川町内に居住し、地域の一員として自治会等の組織に加入できる方

⑤パソコン操作(エクセル、ワード等)ができる方

⑥心身共に健康で、地域の方と協調しながら、誠実に活動に取り組むことができる方

⑦地域おこしに意欲があり、任期終了後も白川町内で起業、就業など、定住を望む方

3. 雇用の形態、任期

白川町長が委嘱する嘱託職員として雇用します。

平成30年4月1日以降の任用の日から1年間。最長3年まで延長することができます。

4. 給与 月額 179,200円。時間外手当、通勤手当があります。

期末手当は、6月と12月の2回にそれぞれ1ヶ月分を支給します。

(勤務期間によって、減額となる場合があります。)

5. 勤務の様態

勤務日 ◆白川町役場職員勤務体制に準じ、週休2日、月～金曜日週5日勤務です。

(勤務時間) (午前8時30分～午後5時15分まで、休憩1時間15分)

※活動内容により勤務時間帯が変わったり、時間外勤務になることがありますので、その場合は勤務時間の振替、時間外勤務手当を支給することとなります。

休暇 有給休暇は、年10日(勤務期間が1年に満たない場合は月数に応じて減少)、その他に夏季休暇等の特別休暇があります。

6. その他の待遇

住居 町内の空き家等を町が借り上げて住居とします。(借り上げ料は町が負担)

福利厚生 社会保険、雇用保険、厚生年金加入

必要物品 活動(生活用品は除く)に必要な作業服、消耗物品類は、町予算の協力隊活動費として購入、支給します。

7. 応募方法

応募用紙をご記入の上、履歴書、住民票を添付して白川町役場企画課に郵送してください。

提出書類 応募用紙、履歴書、自己PR文(様式自由・1600字程度)

選考方法 第1次選考(書類) 書類審査にて選考し、選考結果は応募者全員に文書で通知します。

第2次選考(面接) 1次審査合格者を対象に、白川町役場にて面接を行います。

※詳細は、1次選考結果の通知とともにお知らせします。

※2次選考(面接)に要する交通費等は自己負担とします。

◆応募用紙・・・白川町HPからダウンロードしてください。

◆参考資料:白川町地域おこし協力隊設置要綱・・・白川町HPでダウンロードしてください。

8. 募集期間

2018年 2月 1日(木) ~ 2018年 8月 31日(金)

9. その他

生活や通勤には、自家用車が必要です。

住居は、基本的に空き家を準備しますが、町営住宅等を用意する場合があります。

白川町の下見を希望する場合は、ご連絡ください。

10. 応募先

白川町役場 企画課地域振興係 宛

住所 〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐715番地

電話 0574-72-1311 FAX 0574-72-1317

MAIL nagaoh-hiromi@town.shirakawa.lg.jp

担当 地域振興係 係長 長尾弘巳

不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

白川町地域おこし協力隊の”独り言”

都会で消費する生き方より、

田舎で創造する生き方を選びました。

もし、その生き方、あいだと思えば、

一度、白川へ来たらいいんじゃないの。

そうそう、よくあることだけで、

ここは白川郷じゃないよ、白川町だよ！